

# データ・ポータビリティの権利に関する法的諸問題 - 欧州における議論を踏まえて

寺田麻佑<sup>†1</sup> 板倉陽一郎<sup>‡2</sup>

データ保護改革に関して、欧州議会において、EU 一般データ保護規則が 2016 年 4 月 14 日に可決された。正式な公布から 2 年で施行される新しい規則は、自らのデータへのより簡便なアクセス、データ・ポータビリティの権利、忘れられる権利、データがハックされたことを知る権利、を特徴的に包含している。これらのデータ保護改革のなかでも、データ・ポータビリティについては、「データ・ポータビリティの権利は、サービスプロバイダーの間で市民のパーソナルデータを移動することを簡単にする」として、欧州市民の基本的権利の中に位置づけられるなど、強く推奨がなされている状況が伺える。本論考においては、データ・ポータビリティの権利を認めることに関する法的諸問題につき、欧州データ保護改革の中で議論されている状況を踏まえて検討を行う。

## Legal Issues Regarding the Right to Data Portability -Based on the Discussion in EU

MAYU TERADA<sup>†1</sup> YOICHIRO ITAKURA<sup>‡2</sup>

Regarding the data protection reform, General Data Protection Regulation (GDPR) was passed in the European Parliament on April 14, 2016. The new regulation will be implemented in two years from the formal promulgation. The regulation particularly includes the right to more convenient access to our own data, the right to data portability, the right to be forgotten, and the right to know that the data has been hacked. Among this data protection reform and these discussed rights, the right to data portability is described as such words; 'data portability will make it easier for individuals to transmit personal data between service providers' and we can see that the right is placed in one of the fundamental rights of European citizens and is strongly recommended. In this paper, legal issues regarding admitting the right to data portability are discussed based on the situation that has been discussed in the European data protection reform.

### 1. データ・ポータビリティの概要と問題の所在

近年、インターネット上におけるサービスやアプリケーションが様々な形で発展しており、これに対応すべく、世界各国・地域においてデータ保護に関する法的枠組みが制定され、また、検討されている。中でも欧州のデータ保護制度は影響力が大きい。2016 年 4 月 14 日には、欧州のデータ保護に関する重要な法的枠組みの改革[1]に区切りが見られた。欧州議会において、新しい EU 一般データ保護規則（以下、単に「規則」ということがある。）が可決されたのである。規則は、今後、正式な公布から 2 年で施行される予定であるが、欧州市民の基本的な権利として、自らのデータへのより簡便なアクセス、データ・ポータビリティの権利、忘れられる権利[2]、データがハックされたことを知る権利、等の特徴的に包含している。欧州では、1995 年に採択され、現在も欧州のデータ保護法制の基本的枠組みを提供している EU データ保護指令（個人データ取扱い

に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令）[3]がデータ保護制度の中心的な役割を果たしてきたが、規則は、データ保護指令を改定し、さらに、指令から規則へと法形式を変更したものである。

欧州データ保護法制に関する改革の中で、規則は、特にデータ・ポータビリティについて、「データ・ポータビリティの権利は、サービスプロバイダーの間で市民のパーソナルデータを移動することを簡単にする」ものであるとして、欧州市民の基本的権利の中に位置づけている。また、データ・ポータビリティの権利を新たに導入し、データ主体が自らのデータに対してコントロール権を取り戻すことを強く推奨している。現状では様々なインターネット上のサービスに関してロックインされてしまう危険があり、また、サービスを切り替えるとしてもスイッチングコストがかかってしまう。このような問題に対処し、個人のデータ保護をより強化するという観点からは、データ・ポータビリティに関する権利は、規則のなかでも、もっとも注目すべき権利の一つである。データ・ポータビリティの問題は、インターネット及びインターネット上のサービスを利用して仕事をするなど、日常生活を送らなければなら

<sup>†1</sup> 国際基督教大学教養学部准教授  
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

<sup>‡2</sup> 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

らない、現代社会に生きる者すべてに関わる重要な問題であるといえる。

本論考においては、データ・ポータビリティの権利を認めることに関する法的諸問題に焦点をあて、欧州データ保護改革の中で議論されている状況を踏まえて検討を行う。

### 1.1 データ・ポータビリティの概要

データ・ポータビリティとは、インターネット上における様々なサービス（Eメールサービスやソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等）に蓄積される個人（データ主体（data subject））[4]の電磁的に処理されるデータに関して、プロバイダーやサービス間におけるデータの移転を、技術的に可能な限り、サービス等におけるデータ管理者(data controller)に妨害されることなく移転すること、またはその移転が可能な状態である。データ・ポータビリティに関しては、2010年に出された報告書「EUにおける個人データ保護に関する包括的アプローチ」において、個人がそれぞれ有するデータに関する個人のコントロールを拡大するために、欧州委員会においてその方法を議論されるべきであるとされていた[5]。

データ・ポータビリティに関する権利は、2012年1月25日に発表された、欧州データ保護改革に関する提案の一つとしての、一般データ保護規則案18条にデータ・ポータビリティの条項が設けられたことによって、幅広く議論されることとなった[6]。規則案18条は、データビリティの権利について、「データ・ポータビリティの権利とは、サービスや製品等の利用者が、他の事業者等にサービス等を切り替える場合に、切り替える前の元の事業者から個人データを入手し、移転することができることを保障する権利である」と規定していた[7]。

### 1.2 データ・ポータビリティに関する議論

データ・ポータビリティの権利については、2012年に公式に欧州の規則案として発表されたのちも、多くの議論がなされた。

肯定的な議論としては、データ・ポータビリティは、インテリジェント ICT の文脈から、「学習された」データを移転させる権利が（素朴な消費者感情から）導き出されることや、「個人の人格の自由な発展」という角度から捉えることができるとする指摘のほか、越境移転にも効果的であるとの指摘がある。

しかし、そもそも、データ・ポータビリティに関する権利が EU 立法によって権利として認められるべきなのかといった指摘（後述の基本的権利性の問題）や、データ・ポータビリティの権利が競争政策に反するのではないかといった指摘がある[8]。競争政策の観点等からは、特に米国の議論とは相いれないとして厳しい指摘が相次いでいた[9]。もっとも、より安価な、又はよりプライバシーフレンドリ

ーなサービスが現れた場合に、個人データの撤回と移転を認めるため、競争促進効果もあるとの指摘を欧州は行っている[10]。

特に、データ保護法としての問題点としては、ポータビリティに関する権利はどここの国でも法定されてきていなかったことや、一般データ保護規則はそもそも基本的権利を定めているものの、通常の立法プロセスで定められているだけであるから、いわゆる他国の憲法のような基本的権利性を認めることはできないのではないかという指摘がなされた。かかる指摘は、基本的な権利であると認められることによって、データ・ポータビリティに反する政策が認められなくなる可能性を問題視するものである。

他方、基本的権利としてのプライバシー権又はデータ保護の権利との接続が認められるとの指摘もある。

また、アクセス権には範囲の制限の観念が通常は付帯し、通常可能な開示を超えて、コンピュータプログラムを新たに開発する義務を導き出す解釈は一般的ではないが、ポータビリティに関する権利は EIM (Export-Import Module) の提供義務を伴っているものだとすれば、サービスの提供者に極めて多大な負担をかけることとなるとする問題も指摘される[11]。

さらには、ポータビリティに関する権利をすべてのデータ管理者が遵守することになると、個人データは常にワンタッチで移転できる状態にあるのであるから、セキュリティがかえって低下するのではないかと、というような指摘もなされた[12]。

### 1.3 データ・ポータビリティに関する問題の所在

欧州議会は、先ほどもみたように、2016年4月14日に一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, 以下 GDPR という）[13]を可決した[14]。規則は、2012年に公表された規則案[15]から、4年にわたる議論を経て最終的に可決されたものであり、今後、正式な公布（EU 官報（Official Journal of the European Union (OJEU)への掲載）を経て、その公布の日から2年後に発効されることとなる。

データ・ポータビリティの権利についても4年間の議論の中で様々戦われたが、欧州議会本会議において採択された最終規則案において削除されることはなく、その20条に規定された。

規則は、2年後には施行される。現状の、データ保護指令の影響に鑑みると、データ・ポータビリティに関する権利を含め、規則の内容は、欧州のみならず欧州と取引がある各国においてスタンダードとなっていく可能性が高い。インターネット上のサービスやアプリケーションの提供に関して国境はなく、データ・ポータビリティはクロスボーダーな取引においても基本的な考え方として成り立ちうる。我が国も規則の影響を無視することはできず、データ・ポータビリティとデータ・ポータビリティの権利について理

解する必要がある。

以下では、データ・ポータビリティに関する法的諸問題について、具体的な条文をみたくて検討を行う。具体的には、①欧州におけるデータ・ポータビリティの位置づけを確認し、②データ・ポータビリティに関する条文を巡る欧州における規定の変遷を把握する。そして、③これらの背景を踏まえた上で法的諸問題について考察を行うこととする。

## 2. データ・ポータビリティの権利の EU における位置づけ

EU は、欧州市民の基本的権利のなかに、データ・ポータビリティの権利を位置づけた。

今回のデータ保護改革について説明する文章によると、EU のデータ保護改革は、市民がより個人個人のパーソナルデータへのコントロールを可能とする方向での改革である。最近の調査結果によれば、現在、67 パーセントの欧州人が、自らのデータへの完全なコントロールがないことに関して懸念を表明している。今回のデータ保護改革は、データ保護に関する権利（EU における基本的権利であるところの）を強化し、人々に、それぞれの個人データを与える際に信頼を付与することとなるものである[16]。

今回のデータ保護改革の後の新しいルールにおいては、個人データに対するそれぞれの個人個人のコントロールができていない現状への懸念を踏まえ、個人個人の既存の権利について、より個人データへの管理を可能とするような形で強化した形での権利が包含されている[17]。

そして、「データ・ポータビリティの権利は、サービスプロバイダーの間で市民のパーソナルデータを移動することを簡単にする」ものであり、端的に、個人がそれぞれ保有するデータへの権利を強化するものである。

## 3. データ・ポータビリティの欧州における規定（欧州一般データ保護規則案）の変遷

### 3.1 データ・ポータビリティの権利に関する規定の変遷

データ・ポータビリティに関する欧州の規定の変遷は以下の通りである。欧州委員会の 2012 年の規則提案ののち、2012 年から 2013 年の 2 年間、欧州議会域内市場・消費者保護委員会 (LIBE) による規則案の審議がなされたのちに、欧州議会によって案が正式に 2014 年 3 月 12 日に採択され、さらに、欧州理事会が 2015 年 6 月 15 日に一般データ保護規則に関する全般的なアプローチにおいて合意したのち、三者（欧州理事会、欧州議会、欧州委員会）対話（トリログ：Trilogue）が開始され、三者の合意が成立したのが

2015 年 12 月 15 日である。今般の 4 月の採択は、2016 年 2 月 12 日の欧州理事会による合意案の承認を受けたものである。

以下、順にみていくこととする。

まず、2012 年 1 月 25 日に提案された当初の提案は、以下の通りである。

#### ①欧州委員会規則案

#### 第 18 条 データ・ポータビリティに関する権利

#### Article 18 Right to data portability

1. データの主体は、構造化された共通フォーマットにより個人データが電子的手段で処理される場合に、当該対象者が別途利用可能なように電子的に構造化された共通フォーマットの形式で、処理中のデータの複製を管理者から入手する権利を有する。

1. The data subject shall have the right, where personal data are processed by electronic means and in a structured and commonly used format, to obtain from the controller a copy of data undergoing processing in an electronic and structured format which is commonly used and allows for further use by the data subject.

2. データ主体が個人データを提供しその処理が本人の同意または契約に基づく場合、データの主体は、その個人データおよびデータの対象者が提供したその他の情報を保持している自動化された処理システムから、管理者に妨げられることなく個人データを回収し、共通の電子的なフォーマットによる別の自動処理システムに移転する権利を有する。

2. Where the data subject has provided the personal data and the processing is based on consent or on a contract, the data subject shall have the right to transmit those personal data and any other information provided by the data subject and retained by an automated processing system, into another one, in an electronic format which is commonly used, without hindrance from the controller from whom the personal data are withdrawn.

3. 欧州委員会は、第 1 項に規定する電子的フォーマット、および第 2 項の規定に基づく個人データの移転のための技術標準、様式、および手続きについて、具体的に指定することができる。それに関する施行法は、第 87 条(2)に規定する審議手続きに従って採択されなければならない。

3. The Commission may specify the electronic format referred

to in paragraph 1 and the technical standards, modalities and procedures for the transmission of personal data pursuant to paragraph 2. Those implementing acts shall be adopted in accordance with the examination procedure referred to in Article 87(2).

次に、2014年3月12日の欧州議会可決案のうち、ももとの18条に関する条項は以下の通りである。欧州議会可決案は、第18条全体を削除し、第15条をデータ主体にとってのアクセス権とデータ取得の権利として15条に18条を吸収していた。

## ②欧州議会可決案[18]

第18条全体を削除し、第15条をデータ主体にとってのアクセス権とデータ取得の権利として15条に18条を吸収していた。

### Article 15 15条

#### 15条2項

データ主体は、処理を受けている個人データの管理者から、個人データに関して実施されている手続きに関する報告を受ける権利を有するものとする。データ主体がその要求を電子的方法で行う場合、その情報は、データ主体からその他の方法によるように要求されない限り、一般的に使用され、データ主体によって更なる使用を可能とするよう構造化された形式によって提供されるものとする。

2. The data subject shall have the right to obtain from the controller communication of the personal data undergoing processing. Where the data subject makes the request in electronic form, the information shall be provided in an electronic and structured format which is commonly used and allows for further use by the data subject, unless otherwise requested by the data subject.

#### 2a 項

データ主体は、個人データを同意の上にもしくは契約によって提供した場合に、技術的に可能であり、適切な場合、そして、自動化された手法によって取得された場合に、それら個人データを、一般的に用いられている電子的形式によって、当該データを抜き取られる管理者に妨げられることなく別の者に移転する権利を有する。

2a. Where the data subject has provided the personal data and the processing is based on consent or on a contract, the data subject shall have the right to transmit those personal data,

where technically feasible and **appropriate**, and retained by an automated processing system, into another one, in an electronic format which is commonly used, without hindrance from the controller from whom the personal data are withdrawn.

2014年の案の時点では、当初の委員会の提案よりも大幅に（どちらかといえば事業者に有利な形で）消費者のデータ・ポータビリティの権利を認めない形での欧州議会の提案が検討されていた。そこで、さきにみた批判の一部である、アクセス権を超えている等の懸念されているような問題はそれほど生じないのではないかと考えられた。

要するに、事業者にとって、個人データの移転が「技術的に実現でき、可能な場合」に（のみ）データ・ポータビリティの権利が認められた。

しかし、このような欧州議会による修正については、既に以下のような懸念が示されていた。

もともと、EUにおいては、ロックインされる危険（一度「良い」と思って使い始めてしまい、何年も使い続けているうちに、GoogleやFacebookサービスにロックインされ、GoogleやFacebookサービスを永久に使わなければいけない危険）を懸念しており、データ・ポータビリティの権利は消費者にとって認められてしかるべき権利であるので、欧州委員会の提案どおりに、すべての事業者に課されるべきであるとの批判がなされていた[19]。

その後、可決された理事会提案では、欧州委員会提案に戻りような形となっている。そして、下記が最終的なドラフト合意案である。

## ③欧州理事会可決案

### Article 18 18条

Right to data portability データ・ポータビリティに関する権利

#### 1.(...) 第1項削除

第2項 データ主体は、以下の各号に該当する場合において、データ管理者に提供した自己に関する個人データを、構造化され、一般的に用いられ、機械が読み取ることのできるフォーマットで受け取る権利を有する。また、それらのデータについて、以下の場合には、データ管理者に妨げられることなく、別のデータ管理者に移転する権利を有する。

・(a) 取扱いが、第6条第1項(a)若しくは第9条第2項(a)による同意に基づく場合又は、第6条第1項(b)の契約に基づく場合。

・(b) 取扱いが、自動化された手法によって実施される場合。

2. The data subject shall have the right to receive the personal data concerning him or her, which he or she has provided to a controller, in a structured and commonly used and machine-readable format and have the right to transmit those data to another controller without hindrance from the controller to which the data have been provided, where:

- (a) the processing is based on consent pursuant to point (a) of Article 6(1) or point (a) of Article 9 (2) or on a contract pursuant to point (b) of Article 6 (1); and
- (b) the processing is carried out by automated means.

**第 2a 項 (新規) 第 1 項に従ってデータ・ポータビリティに関する権利を行使する場合、データ主体は、技術的に可能な場合、データが直接的に管理者間で移転されるようにする権利を有する。**

2a. (new) In exercising his or her right to data portability pursuant to paragraph 1, the data subject has the right to obtain that the data is transmitted directly from controller to controller where technically feasible.

**第 2a 項 本権利の行使は、第 17 条に定める権利の行使を妨げない[20]。第 2 項に定める権利は、公共の利益のため、又はデータ管理者に付与された、公的権限の行使に関して実施される職務の遂行に必要な手続きには適用されない。**

2a. The exercise of this right shall be without prejudice to Article 17. The right referred to in paragraph 2 shall not apply to processing necessary for the performance of a task carried out in the public interest or in the exercise of official authority vested in the controller.

**第 2aa 項 第 2 項に定められる権利は、他者の権利又は自由に不利な影響を及ぼさないものとする。**

2aa. The right referred to in paragraph 2 shall not adversely affect the rights and freedoms of others.

### 3 項 削除

3. (...)

## 3.2 実際に可決されたデータ保護案

実際に採択された規則においては、データ・ポータビリティの権利は 20 条に規定されている。もっとも、その内容は 2015 年 12 月 15 日に合意された、欧州理事会提案のもの（条項の番号以外は）同じである。

## 新規規則案

### Article 20 20 条

#### Right to data portability データ・ポータビリティの権利

##### 1 項

データ主体は、以下の各号に該当する場合において、データ管理者に提供した自己に関する個人データを、構造化され、一般的に用いられ、機械が読み取ることのできるフォーマットで受け取る権利を有する。また、それらのデータについて、以下の場合には、データ管理者に妨げられることなく、別のデータ管理者に移転する権利を有する。

・ (a) 取扱いが、第 6 条第 1 項(a)若しくは第 9 条第 2 項(a)による同意に基づく場合又は、第 6 条第 1 項(b)の契約に基づく場合。

・ (b) 取扱いが、自動化された手法によって実施される場合。

1. The data subject shall have the right to receive the personal data concerning him or her, which he or she has provided to a controller, in a structured, commonly used and machine-readable format and have the right to transmit those data to another controller

without hindrance from the controller to which the personal data have been provided,

where:

(a) the processing is based on consent pursuant to point (a) of Article 6(1) or point (a) of

Article 9(2) or on a contract pursuant to point (b) of Article 6(1); and

(b) the processing is carried out by automated means.

##### 2 項

第 1 項に従ってデータ・ポータビリティに関する権利を行使する場合、データ主体は、技術的に可能な場合、データが直接的に管理者間で移転されるようにする権利を有する。

2. In exercising his or her right to data portability pursuant to paragraph 1, the data subject

shall have the right to have the personal data transmitted directly from one controller to another, where technically feasible.

##### 3 項

本権利の行使は、第 17 条に定める権利の行使を妨げない。第 1 項に定める権利は、公共の利益のため、又はデータ管理者に付与された、公的権限の行使に関して実施される職

務の遂行に必要な手続きには適用されない。

3. The exercise of the right referred to in paragraph 1 of this Article shall be without prejudice to Article 17. That right shall not apply to processing necessary for the performance of a task carried out in the public interest or in the exercise of official authority vested in the controller.

4 項

第1項に定められる権利は、他者の権利又は自由に不利な影響を及ぼさないものとする。

4. The right referred to in paragraph 1 shall not adversely affect the rights and freedoms of others.

これら変遷をみると、データ・ポータビリティに関して、先ず2012年の規定から、様々な修正を経て、2014年そして2015年の最終案へと近づいていったことが分かる。

#### 4. データ・ポータビリティの権利に関する法的諸問題—おわりに

欧州のデータ・ポータビリティの権利に関する政策提言[21]及び規則制定は、消費者が情報をはじめから最後までコントロール可能とすることを目標として、消費者の手にデータのコントロール権を取り戻すことを可能とする権利として注目されている。

データ・ポータビリティの権利を強く認めることが、競争政策上良いものかどうかについては、新規則20条の権利をどの程度の範囲で認めていくのかという解釈にもかかってくる部分があるだろう。「技術的に可能な場合」をどのように解釈するかも問題であろう。

技術的な問題等については、またの検討を要するが、今回規定された新規則20条が、どのような競争促進もしくは競争排除効果を有することになるのか、慎重な考察が必要である。

我が国においてもデータ・ポータビリティの権利を認めていくこととなるのかについては、考慮要素として、消費者の権利とともに、技術開発等に必要コストや知的財産権との均衡をどのように図っていくのかということ欧州における議論の状況や規制の状況の詳細を見ながら、少しずつ検討を進めていくべきであろう。

#### 参考文献

- [1] 1995年に採択され、1998年に発効した欧州データ保護指令は、個人の基本的権利と自由の保護を目的とするものであった。特に、データ保護指令25条は、EU域内の企業等から、EUからみて十分なレベルのパーソナルデータ保護措置を設けていない国の企業等へのパーソナルデータの移転を禁止しているため、EUに関係する取引を行うすべての国が強い影響を受けていることができる。Official Journal L 281, 23/11/1995 P. 0031 – 0050, Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, Article 25.
- [2] 忘れられる権利 (Right to be forgotten) とは、同意して収集されたデータの保存期限が切れた場合や、本人がデータの消去を要求した場合に、当該本人のデータの消去を行うことを権利として認めるものである (規則案17条)。
- [3] See above note [1], Directive 95/46/EC.
- [4] データ主体 (Data Controller) と Data Processor に関する定義は、欧州データ保護規則2 (d) 条ならびに (e) 条に存在する。See above note 1, Directive 95/46/EC, Articles 2 (d) (e).
- [5] European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, The Council, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A comprehensive approach on personal data protection in the European Union*, COM(2010) 609 final, pp. 7-8.
- [6] European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation)*, Brussels, 25.1.2012 COM(2012) 11 final 2012/0011 (COD). Article 18, [Article 18 introduces the data subject's right to data portability, i.e. to transfer data from one electronic processing system to and into another, without being prevented from doing so by the controller. As a precondition and in order to further improve access of individuals to their personal data, it provides the right to obtain from the controller those data in a structured and commonly used electronic format.]
- [7] See, above note [6], COM(2012) 11 final, Article 18.
- [8] Peter Swire & Yianni Lagos, *Why the Right to Data Portability Likely Reduces Consumer Welfare: Antitrust and Privacy Critique*, 72 Md. L. Rev. 335 (2013).
- [9] See, above note [8], Swire & Lagos, pp. 350-351.
- [10] Commission Staff Working Paper (2012), *Impact Assessment: Accompanying the document Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) and Directive of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data by competent authorities for the purposes of prevention, investigation, detection or prosecution of criminal offences or the execution of criminal penalties, and the free movement of such data*, COM(2012) 10 final, SEC(2012)73 final, pp. 21-25.
- [11] See above note [8], Swire & Lagos, pp. 350-361.
- [12] See, above note [8], Swire & Lagos, pp. 373-375.
- [13] The final version can be seen here: <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5419-2016-INIT/en/pdf>. (2016年4月27日最終閲覧)
- [14] See, European Commission - Statement *Joint Statement on the final adoption of the new EU rules for personal data protection*, Brussels, 14 April 2016 [http://europa.eu/rapid/press-release\\_STATEMENT-16-1403\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-16-1403_en.htm) (2016年4月27日最終閲覧)
- [15] European Commission, *Press release -Commission proposes a comprehensive reform of data protection rules to increase users' control of their data and to cut costs for businesses*, Brussels, 25 January 2012, IP/12/46.
- [16] See above note [10], SEC(2012)73 final.
- [17] European Commission, *Press release -Agreement on Commission's EU data protection reform will boost Digital Single Market*, IP/15/6321,
- [18] Amendment 154, *Proposal for a regulation*, Article 18 [http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009\\_2014/documents/libe/pr/922/922387/922387en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009_2014/documents/libe/pr/922/922387/922387en.pdf) (2016年4月27日最終閲覧)
- [19] Inge Graef, *Data Portability Series : At the Crossroads of Data Protection & Competition Policy*, 2014/04/11
- [20] 第17条は、忘れられる権利を定めている。

[21] Above note [1], COM(2010) 609 final.